

公示 第559号

令和7年4月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合
理事長 椿 博成



禁煙支援補助金支給規程新設の公示について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第126回組合会にて、可決しましたので、以下の通り公示します。

◆ 新設理由

令和6年度まで実施していた、「オンライン禁煙指導プログラム」が令和6年度末で健保連無償サポートが終了し、委託先との直接契約をするに伴い、規程が存在していなかったため

◆ 内容

別紙の通り

◆ 施行日

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

以上

禁煙補助金等支給規程

(目的)

第1条 この規程は、東洋水産健康保険組合(以下「組合」という)の喫煙習慣のある被保険者が禁煙にチャレンジする禁煙外来受診費用または遠隔禁煙指導プログラムにかかる費用を組合が補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ奨励し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 組合に加入する被保険者を対象とする。

(対象禁煙プログラム)

第3条 次の禁煙プログラムを補助対象とする。

- A. 禁煙外来(保険適用の治療)
- B. 組合が提供(業務委託)する遠隔禁煙指導プログラム

(支給要件)

第4条 次の各号いずれかに該当した場合に補助金の交付を行うものとする。

- ① 日本国内の医療機関において、禁煙外来を通じて、禁煙治療を終了し、禁煙に成功したと組合が認定した場合。
- ② 組合が提供する遠隔禁煙指導プログラムを利用し、禁煙治療を開始したと組合が認めた場合。

(支給額・支給回数)

第5条 補助金の額は、以下の通りとする。

- ① 禁煙外来を受診する場合、通常の保険診療費と同様に組合が7割相当額を負担し、禁煙成功者に対しては、さらに補助金10,000円を追加支給する。
 - ② 遠隔禁煙指導プログラムを利用する場合、申込確定時に自己負担により初回費用を委託先に支払うが、別表の通り、オンライン受診回数ごとに組合が全額を健保補助額として払う。
- 2 補助金の支給は原則1人当たり、組合加入期間中1回のみとする。

(不支給対象・返金額)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付は行わないものとする。

- ① 禁煙治療を途中で中断した場合。

- ② 遠隔禁煙指導プログラムを中断した場合、禁煙外来での個人負担額に準じるため、10,000 円を組合に返金することとする。
ただし、不可抗力により、やむを得ず遠隔禁煙指導プログラムを離脱する場合は、返金は不要とする。

(支給申請手続き)

第 7 条 補助金を請求しようとする者は、次の各号のいずれかの方法で申請とする。

- ① 禁煙外来の場合、所定の申請書に領収書(原本)を添付して申請する。
② 遠隔禁煙指導プログラムの場合、初回面談実施後の申込確定により補助申請とみなすこととする。

附 則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

【別表】

	ご利用内容	被保険者負担額	健保補助額		ご利用内容	被保険者負担額	健保補助額
	初回面談実施後の 申込確定	¥11,000	¥26,400		初回面談実施後の 申込確定	¥11,000	¥16,500
医薬品あり	2 回目面談実施	¥0	¥4,400	医薬品なし	2 回目面談実施	¥0	¥4,400
	3 回目面談実施	¥0	¥4,400		3 回目面談実施	¥0	¥4,400
	4 回目面談実施	¥0	¥4,400		4 回目面談実施	¥0	¥4,400
	5 回目面談実施	¥0	¥4,400		5 回目面談実施	¥0	¥4,400
	6 回目面談実施	¥0	¥4,400		6 回目面談実施	なし	なし
		¥11,000	¥48,400			¥11,000	¥34,100

※1 遠隔禁煙指導プログラム支援終了者は最大 48,400 円相当の補助額となる。

※2 途中終了の場合は、診療実施回数までを補助額とし、さらに第 6 条②に記載の通り、返金が生じる。